

酒田市営住宅 応募の手引き

【問い合わせ先】

酒田市役所建設部建築課	電話 0234(26)5747
八幡総合支所建設係	電話 0234(64)3114
松山総合支所建設係	電話 0234(62)2611（内線324）
平田総合支所建設係	電話 0234(52)3914

公共賃貸住宅（八森団地、サンハウス、アイホーム）は、応募資格等が、この応募の手引きとは異なりますので、詳しくは、係員に相談ください。

<http://www.city.sakata.lg.jp/>

酒田市のホームページからご覧いただけます。

「住宅・都市環境」⇒「住宅・建築」⇒「市営住宅」

目 次

- ◆ 折込
今回募集する市営住宅と家賃
市営住宅抽選申込書

	ページ
<ステップ1> 市営住宅の申込資格	2
<ステップ2> 申込みから入居まで	4
<ステップ3> 市営住宅の応募方法	5
1 募集住宅と家賃	5
2 入居申込みにあたって	5
3 市営住宅抽選申込書の提出	5
4 市営住宅抽選申込書の記入方法	5
5 公開抽選会の実施方法	6
6 当選者の手続き	6
7 資格審査	8
8 市営住宅の入居手続き	8
9 入居書類の提出と入居説明会	9
10 入居手続きの完了と入居	9
11 住民票の提出	9
12 その他	9
<ステップ4> あなたの疑問にお答えします（Q&A）	10
<収入月額の算定方法>	12
●収入から所得を算出する方法	13
●収入基準早見表	14

ステップ1 市営住宅の申込資格

市営住宅は、住宅の確保に公的な支援が必要と認められる方のために、酒田市が国の補助を受けて建設し、安い家賃で提供している住宅です。入居を申込むためには、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- 1 酒田市及び居住地の税を滞納していない方
 - (1) 「税」とは、市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税です。
 - (2) 納税の状況は、世帯全員について、現年度分及び過年度分のすべてを対象とし、「市営住宅抽選申込書」の提出日で確認します。なお、滞納分を分割納入されている場合でも、滞納扱いとなります。
 - 2 現在同居しているか、又は同居しようとする親族がある方（単身用を除く）
 - (1) 同居しようとする方は、市の指定した日から15日以内に同居しなくてはなりません。入居しない場合は、入居の許可を取消すことがあります。
 - (2) 同居親族には、婚姻予定者及び事実上の婚姻関係にある方を含みます。ただし、婚約予定の場合は入居申込日から3ヶ月以内に結婚する方に限ります。
 - (3) 離婚を前提とする方は、裁判所に調停申立をしている場合に限ります。
※ 婚姻予定又は離婚の成立を前提として入居された場合に、それが不成立となった時は退去していただきます。
 - 3 住宅に困っている方
 - (1) 申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）を所有していない方
 - (2) 住宅に困っている状況が確認できる方
 - (3) 公営住宅に入居している方は、申込みできません。
 - 4 世帯全員の収入月額が次の項目に適合している方
 - (1) 一般世帯 収入月額 158,000円以下の方
 - (2) 裁量階層世帯 収入月額 259,000円以下の方
「裁量階層世帯」とは以下のいずれかに該当する世帯です。
 - ① 申込者が60歳以上、かつ、同居者のいずれもが60歳以上もしくは18歳未満の世帯。
 - ② 身体障害者手帳1～4級所持者を含む世帯。
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者を含む世帯。
 - ④ 療育手帳Aに相当する程度の知的障がいの方を含む世帯。
 - ⑤ 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで、または第1款症）の交付を受けている方を含む世帯。
 - ⑥ 原子爆弾被害者の認定を受けている方を含む世帯。
 - ⑦ 海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から5年未満の方を含む世帯。
 - ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。
 - ⑨ 中学校卒業前の子どもがいる世帯。
- ※ 「収入月額」とは、世帯の合計所得金額から公営住宅法に規定する控除額を差し引いて、12ヶ月で割った金額です。算出方法は、12ページの「収入月額の算定方法」でご確認ください。

- 5 過去に迷惑行為等（滞納を含む。）により市営住宅を退去した方、又はその同居者でないこと。
- 6 入居者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

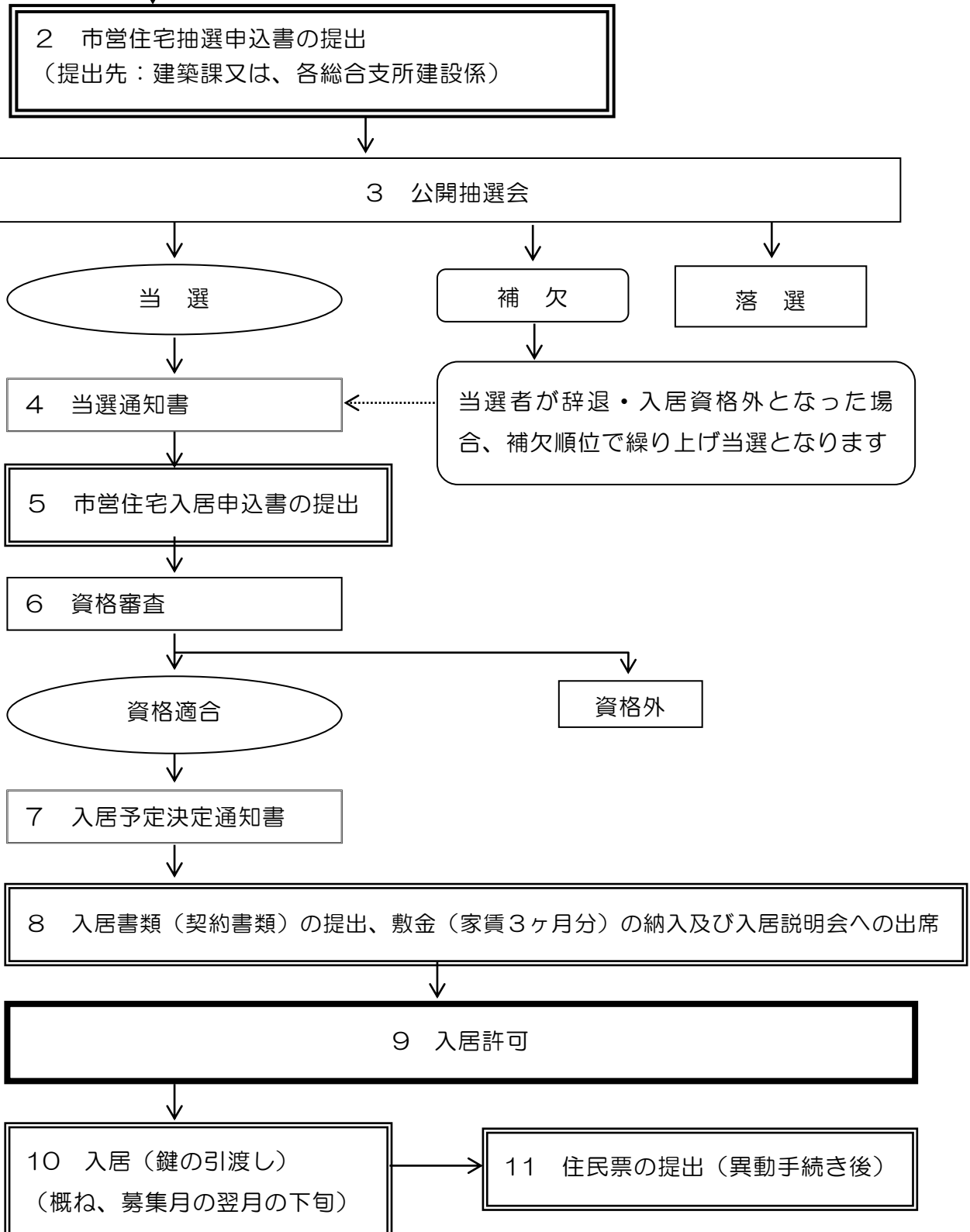
単身用の市営住宅の申込みについて
<p>単身者用の市営住宅の申込みは、市営住宅の入居要件を満たした方（同居親族要件は除く。）で、単身用住宅の募集があり、単身で自立した生活が可能な方（これと同等の生活が可能となる介護等が確保されると認められる方を含む。）で、かつ以下のいずれかに該当する場合に申込みができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 60歳以上の方。 2 身体障害者手帳1～4級所持の方。 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級所持の方。 4 精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者に相当する程度の知的障がいの方。 5 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで、または第1款症）所持の方。 6 原子爆弾被害者の認定を受けている方。 7 生活保護受給者（住宅扶助を受けている方を除く。） 8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている方。 9 海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から5年未満の方。 10 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者。 11 DV（配偶者からの暴力）被害者（婦人相談所の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない人。裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立てを行っている人で命令の効力を生じた日から5年を経過していない人。）

高齢者、障がい者等指定住宅の申込みについて
<p>高齢者、障がい者等指定住宅の申込みは、市営住宅の入居要件を満たした方で、かつ以下のいずれかに該当する方を含む世帯は、高齢者、障がい者等指定住宅の募集があった場合に申込みができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳以上の方。 2 要介護認定を受けられている方。 3 身体障害者手帳1～2級所持の方。 4 精神障害者保健福祉手帳1級所持の方。 5 療育手帳Aに相当する程度の知的障がいの方。

ステップ2 申込みから入居まで

市営住宅の申込みから入居までの概要を説明します。内容をご覧の上、次のステップ3にお進みください。

- 1 申込み資格の確認 2、3ページをご覧ください



ステップ3 市営住宅の応募方法

1 募集住宅と家賃

- (1) 市営住宅は空き室がある場合、奇数月に募集します。詳細は奇数月1日号の市広報と市ホームページでお知らせします。市営住宅の所在地、間取り図は、建築課、各総合支所建設係の窓口で閲覧できます。
- (2) 家賃は、世帯の収入、住宅の規模と設備、建築年によって変わります。

2 入居申込みにあたって

- (1) 入居を申込みの方は、はじめに、市営住宅の申込み資格をご覧ください。
(2、3ページ・ステップ1)
- (2) 資格を満たしている方は、「申込みから入居まで」(4ページ・ステップ2)をご覧くださいの上、「市営住宅抽選申込書」を提出してください。

3 市営住宅抽選申込書の提出

- (1) 「市営住宅抽選申込書」に必要事項を記入してお申込みください。印鑑は必要ありません。障害者手帳をお持ちの方は、優先措置の対象となりますので、お持ちください。虚偽の内容を記入した場合は無効となりますのでご注意ください。
- (2) 建築課又は各総合支所建設係の窓口へ提出してください。
 - ① 内容を窓口で確認するため、郵送等での申込みは出来ません。
 - ② 市営住宅抽選申込書は、1世帯1枚に限ります。同一氏名が複数の抽選申込書に記載されている場合は、すべての申込書が無効となります。

4 市営住宅抽選申込書の記入方法

- (1) 「市営住宅抽選申込書」の太枠内を記入してください。
- (2) 募集している市営住宅の中から、希望する住宅を選び、住宅名及び部屋番号を記入してください。
- (3) 申込年月日、申込者住所(現在所)、申込者氏名、自宅の電話番号、緊急連絡先を記入してください。
- (4) 入居しようとする親族について記入してください。
- (5) 次の表に該当する方は、該当項目の番号を○で囲んでください。該当者は、公開抽選会で、2回くじを引く優先措置があります。

優先区分	内 容
身体障がい者世帯	身体障害者手帳1～4級の所持者がいる世帯
精神障がい者世帯	精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者がいる世帯
知的障がい者世帯	療育手帳Aの所持者がいる世帯
母子・父子世帯	配偶者のいない現に20歳未満の児童を扶養している世帯(離婚調停中を含む)
高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居親族が60歳以上又は18歳未満の世帯
多子世帯	18歳未満の児童が3人以上いる世帯
生活保護世帯	住宅扶助を受けている世帯は除く

※ 公開抽選会のため、優先措置を受ける方は、他人に該当者であることが知られます。優先措置を希望しない方は、申込時に申し出てください。

(6) 申込み理由は、該当する項目すべての番号を○で囲んでください。

- ① 申込書の記載内容に虚偽があった場合は、当選が無効となります。虚偽の届出をして入居した場合、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額での損害賠償請求につながりますのでご注意ください。
- ② 優先措置を受けて入居した方が次に該当した場合は、退去していただくことがあります。
 - ・優先措置の対象となった方が入居後1年以内に転居又は世帯を分離した場合
 - ・優先措置の原因となった事項が入居後6ヶ月以内に解消された場合

5 公開抽選会の実施方法

- (1) 抽選の順序は、住宅ごとに申込みの早い方から行います。
- (2) 抽選会に出席できない方は、申込時にお申し出ください。また、抽選会に出席できなかった場合は、建築課職員が代わって抽選することに同意したものとみなします。
- (3) 抽選結果について、抽選会を欠席された方には、後日郵送でお知らせします。なお、電話等でのお問い合わせはご遠慮ください。
- (4) 抽選に落選された方は、抽選会終了後、申込みのなかった住宅に抽選会場で再申込みすることができます。ただし、抽選会を欠席された方は、再申込みすることは出来ません。

6 当選者の手続き

(1) 市営住宅入居申込書の提出

「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。必ず本書「酒田市営住宅応募の手引き」をよくお読みください。

(2) 添付書類

① 収入を証明する書類

ア 所得証明書（最新のもの）※1

- ・16歳以上（高校生を含む）の入居する全員の分が必要です。
- ・居住地の市役所等で取得できます。ただし、転入等の場合は、転入前の市町村になる場合があります。

イ 源泉徴収票（アの所得証明書に対応するもの）

ウ 給与支払証明書

昨年1月2日以降に転職、又は就職された方は、源泉徴収票の他に、勤務先で証明する給与支払証明書が必要です。

エ 確定申告書

自営業等の場合は、昨年分の確定申告書の写しが必要です。

オ 退職証明書（離職票など）

申込み時に無職・無収入の方でも、昨年中に給与収入のある方は会社からの退職証明書（任意様式）又は、公共職業安定所の離職票が必要です。

② 納税証明書※2

ア 16歳以上（高校生を含む）の入居する全員の分が必要です。

イ 居住地の市役所等で取得できます。

③ 住民票謄本（住民票の世帯全員のもの）※2

ア 本籍及び続柄が記載されている、入居する世帯全員のものがが必要です。

イ 別居扶養親族がいる場合は、扶養証明書等、公的に確認できる書類を添付してください。

ウ 居住地の市役所等で取得できます。

④ 障害者手帳、又は療育手帳の写し

申込者、もしくは扶養親族（同居・別居を問わず）に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は提出してください。

⑤ アパート・借家の契約書の写し

アパート・借家にお住まいの方は、契約書の写しを提出してください。

⑥ 婚姻関係を証明する書類

入居の申込み時から3ヶ月以内に結婚される方は、仲人、又は双方の親からの婚約証明書を添付してください。

<入居申込書に添付する公的な書類一覧表>

勤続区分	住民票 謄本 ※2	所得 証明書 ※1	納税 証明書 ※2	源泉 徴収票	給与支払 証明書	離職票 退職証明書	確定 申告書
現在の勤務先に昨年1月1日以前に勤務し、引き続き勤務している方	●	●	●	●			
現在の勤務先に昨年1月2日以降に就職し、引き続き勤務している方	●	●	●	●	●		
現在事業をされている方	●	●	●				●
現在無職・無収入の方	●	●	●	●		●	

※1…所得証明書は、対象年の翌年の1月1日時点で酒田市に住民票がある方に限り不要です。

※2…納税証明書と住民票謄本は、酒田市に住民票がある方に限り不要です。ただし納税証明書については、転入等の場合は転入前の市町村より取得していただく場合があります。

7 資格審査

(1) 資格審査及び入居予定者の決定

- ① 市営住宅入居申込書及び関係書類等の審査により入居資格を審査します。
- ② 書類で確認できない場合等は、関係機関に実態調査等を行う場合があります。
- ③ 審査結果は、書面でお知らせします。
- ④ 資格審査の結果、入居要件を満たしている場合は、「市営住宅入居予定決定者」となります。

(2) 補欠者の繰上げ当選

抽選順位1位の方が申込みを辞退、又は資格要件を満たしていない場合は、補欠者が繰上げ当選となります。この場合の連絡は、個別に行います。

8 市営住宅の入居手続き

(1) 入居のための提出書類

入居予定決定通知書を受け取った方は、次の書類を入居説明会の日までに提出してください。この書類が提出できない場合は、入居できません。

- ① 市営住宅使用証書2部
- ② 連帯保証書1部

ア 連帯保証人は以下の条件を満たしている方を1名立てていただきます。
親族がいらっしゃる方は、親族の方をお願いします。

- ・庄内地域在住であること
- ・金銭的に保証能力を有し、税の滞納がないこと
- ・極端に高齢でないこと
- ・公営住宅の入居者でないこと
- ・生活保護受給者、破産者でないこと
- ・暴力団員でないこと

イ 連帯保証人は入居者が使用料を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の責任を負っていただきますので、この点を連帯保証人になっていただく方に説明してください。

連帯保証人の 添付書類	住民票謄本	1通
	印鑑証明書	1通
	納税証明書	1通
	所得証明書	1通

※連帯保証人に代わり、市が指定する家賃債務保証業者を利用することもできます。その場合、国内に居住する方を身元保証人として立てていただきます。利用を希望される方は個別にご相談ください。

- ③ 誓約書（住宅）及び住宅の修繕に係る確認書 各1部
- ④ 駐車場使用許可申請書及び誓約書1部、車検証の写し（駐車場を使用する場合のみ）

(2) 敷金

入居説明会までに、指定金融機関に家賃の3ヶ月分を納入してください。

(3) 酒田市公金口座振替依頼書

指定金融機関に提出してください。

9 入居書類（契約書類）の提出と入居説明会

入居に関しての注意事項などを説明します。また、入居説明会の日までに敷金を納入し、入居書類（契約書類）を提出してください。

10 入居手続きの完了と入居

- (1) すべての入居手続きが完了した方には、入居許可書を郵送します。
- (2) 入居可能日に鍵をお渡ししますので、建築課、又は各総合支所建設係にお越しください。
- (3) 家賃は、入居可能日から起算し、毎月末に口座振替により納入していただきます。
- (4) 入居可能日から15日以内に入居してください。入居しない場合には、入居許可を取消す場合があります。

11 住民票の提出

市営住宅に入居しましたら、速やかに、市民課、又は各総合支所市民係で住民異動届の手続きを行い、その後、世帯全員の住民票謄本を、建築課、又は各総合支所建設係に提出してください。

12 その他

- (1) 駐車場
募集した住宅には、駐車場の空きがない場合や、駐車場がない住宅もありますので、申込み前に確認してください。
※ 使用できる市営住宅の駐車場は、1世帯1台のみです（平田地区は2台可）。
- (2) 共益費
入居期間中は、各住宅ごとに定められた共益費を納めていただきます。共益費については、各アパートの連絡員等にご確認ください。
- (3) 入居の取消
申込み内容に不正があった場合は、入居許可を取消します。
- (4) 注意事項
 - ① 目的外の使用、用途変更（営業を含む。）、及び増改築はできません。
 - ② 団地内では、ペット等の飼育はできません。
 - ③ 団地内には、許可車以外の車は駐車できません。
 - ④ 団地内の除草、清掃、除雪は入居者が行うこととなります。
 - ⑤ 入居申込書に記載のない者の無断入居はできません。事前に市長の承認が必要です。
 - ⑥ 住宅を他の者に貸したときは、退去していただきます。
 - ⑦ 正当な理由がなく、無届で15日以上住宅を使用しなかった場合には、退去していただきます。
 - ⑧ 毎年8月までに、必要書類を添えて収入申告書を提出していただきます。この申告書をもとに次年度の家賃を決定します。期限までに提出されない方は、家賃が民間アパート並みの近傍同種の住宅の家賃となります。

ステップ4 あなたの疑問にお答えします。Q & A

Q1 公営住宅に入居したいのですが、どんな住宅がありますか？

A1 市内には、次の公営住宅があります。

種類	対象者	募集時期	問い合わせ先
市営住宅	住宅に困っている低所得世帯	奇数月上旬 ※詳細は市広報（奇数月1日号）、市ホームページ参照。	建築課 Tel0234-26-5747
公共賃貸住宅（市営）	中堅所得世帯		
県営住宅	住宅に困っている低所得世帯	偶数月上旬 ※詳細は市広報（偶数月1日号）、県すまい情報センターホームページ参照。	県すまい情報センター 庄内事務所 Tel0235-66-3210

Q2 酒田市内に住んでいないのですが、申込みできますか？

A2 入居要件を満たしていれば、酒田市外に住んでいる方も申込みできます。

Q3 税金を滞納していますが、申込みはできますか？

A3 酒田市及び居住地の税を滞納している方は申込みできません。過年度、現年度分のすべての税が対象となります。滞納されている方は、抽選申込書を提出される前にすべての税を納入してください。また、分割納入されている場合も滞納扱いとなりますので、ご注意ください。

Q4 現在収入が全くないのですが、申込みはできますか？

A4 収入がなくとも、その他の入居要件を満たしている方であれば申込みできます。

Q5 持家住宅があるのですが、申込みはできますか？

A5 市営住宅は、住宅に困窮している方のための住宅です。入居者又は同居親族名義の持家のある方は、申込みできません。なお、入居後に売買、相続等で持家を取得した方は、市営住宅から退去していただくことになります。

Q6 市営住宅に、一人で入居することはできますか？

A6 原則として、市営住宅は、同居親族がいる方が申込要件の一つとなっていますが、60歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、DV（配偶者からの暴力）被害者等の方で、一人で自立した生活ができる方であれば、単身用住宅の募集があった場合に申込みすることができます。

Q7 生活に困っているのですが、優先的に入居できますか？

A7 一定の要件に該当する方は、公開抽選会で2回抽選できる優先措置があります（5ページ参照）。ただし、当選確率は高くなりますが、必ず入居できるというものではありません。

Q8 市営住宅の家賃は、どのように決まるのですか？

A8 家賃は、入居する方の収入、住宅の築年数、広さ、設備等によって決まります。

Q9 収入月額は、どのように計算するのですか？

A9 収入月額とは、世帯の年間総所得金額から、該当するすべての控除額を差し引いた金額を12（月）で割って算出した金額です。計算方法は12ページから14ページを参考にしてください。

Q10 敷金や共益費はどうなりますか？

A10 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居説明会の日までに納入していただきます。

共益費は、家賃とは別に、アパートに入居されている共益費の担当者に、入居者から直接支払っていただきます。共益費は、各アパートごとに金額、集金方法が違いますので、アパートの連絡員又は共益費の担当者にお聞きください。

Q11 ペットは、市営住宅で飼うことができますか？

A11 動物の飼育は堅く禁じています。犬、猫、小鳥、金魚などの飼育は一切できません。守られない方は、住宅から退去していただくことになります。

ただし、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については認めますが、事前の届出が必要です。

Q12 連帯保証人を決められないのですが、入居することはできますか？

A12 連帯保証人は、庄内地域に住んでいる方（できれば親族の方）をお願いします。緊急に連絡を取りたい時や家賃を滞納された時のためにお願いしているものです。条件につきましては、8ページをご覧ください。

連帯保証人を決められない場合は、連帯保証人に代わり、市が指定する家賃債務保証業者を利用することができます。（国内に居住する方を身元保証人として立てていただく必要があります。）利用を希望される方は、個別にご相談ください。

〔連帯保証人〕連帯保証人には、催告の抗弁権（まず主たる債務者に催告すべき旨を要求すること）と検索の抗弁権（主たる債務者に返済可能な資産があることを証明し、執行することなどを要求すること）はなく、入居者（主たる債務者）と全く同じ義務を負うことになります。また、連帯保証人に期限はなく、亡くなった場合は相続人が引き継ぐことになります。入居者の方は、入居以降、連帯保証人の方に定期的に連絡をとり、異動等があった場合は、速やかに変更手続きをするようにしなければなりません。

収入月額の算定方法

収入月額は、入居予定者（家族全員）の年間所得額から公営住宅法に規定する控除額を差し引いて12ヶ月で割った額です。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 世帯の合計所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 各控除額の合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

【A 世帯の合計所得金額】

所得には、給与所得、年金所得、事業所得などがあり、家族全員分を合算します。

給与所得	年金所得	事業所得など
会社員、パート従業員などの給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」です。	厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。	自営業者の事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 金額は確定申告書でご確認ください。

※ 障害年金、労災保険金、生活保護法による扶助費、失業給付金、遺族年金、仕送りなどは所得に含まれません。

※ 収入から所得を算出する場合は、次のページでご確認ください。

所得のある方		所得金額（収入ではありません）
1	さん	円
2	さん	円
3	さん	円
合計（1+2+3）		A 円

【B 各控除額の合計】

控除内容	控除対象	控除金額
1 基礎控除より振替	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する入居者又は同居者	10万円× 人 (10万円未満の場合はその額)
2 同居親族	同居する親族（申込者本人を除く）	38万円× 人
3 別居扶養親族	所得税法上の別居扶養親族	38万円× 人
4 老人扶養親族	所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、70歳以上の方	10万円× 人
5 特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	25万円× 人
6 特別障がい者	① 身体障害者手帳1,2級を持っている方 ② 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方 ③ 療育手帳A級を持っている方	40万円× 人
7 障がい者	① 身体障害者手帳3～6級を持っている方 ② 精神障害者保健福祉手帳2,3級を持っている方 ③ 療育手帳B級を持っている方	27万円× 人
8 寡婦	本人及び同居親族で、所得があり所得税法上の寡婦控除の適用を受けている方	27万円× 人 (最大27万円)
9 ひとり親	本人及び同居親族で、所得があり所得税法上のひとり親控除の適用を受けている方	35万円× 人 (最大35万円)
各控除額の合計（1+2+3+4+5+6+7+8+9）		B 円

●収入から所得を算出する方法

(1) 給与収入金額から給与所得金額を算出する方法

給与収入金額 (円)	給与所得金額 (円)	
550,999以下	0	
551,000～1,618,999	給与収入金額－550,000	
1,619,000～1,619,999	1,069,000	
1,620,000～1,621,999	1,070,000	
1,622,000～1,623,999	1,072,000	
1,624,000～1,627,999	1,074,000	
1,628,000～1,799,999	給与収入金額を4,000円で割り、1円未満を切り捨て後、4,000円を掛けた金額を右のAに当てはめて計算。	A×0.6+100,000
1,800,000～3,599,999		A×0.7－80,000
3,600,000～6,599,999		A×0.8－440,000
6,600,000～8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000	
8,500,000以上	収入金額－1,950,000	

※ 現在の勤務先に昨年1月2日以降に就職した方は、勤務先発行の「給与支払証明書」から次のように計算して給与収入金額を求め、上記の表から給与所得金額を計算します。

毎月の給与の合計 円	÷	合計月	× 12 +	賞与の合計 円	=	給与収入金額 円
---------------	---	-----	--------	------------	---	-------------

(2) 年金収入金額から年金所得金額を算出する方法

(公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年齢区分	年金収入金額 (円)	年金所得金額 (円)
65歳未満	600,000以下	0
	600,001～1,299,999	年金収入金額－600,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入金額×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入金額×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入金額×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入金額－1,955,000
65歳以上	1,100,000以下	0
	1,100,001～3,299,999	年金収入金額－1,100,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入金額×0.75－275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入金額×0.85－685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入金額×0.95－1,455,000
	10,000,000以上	年金収入金額－1,955,000

≪収入月額計算例≫

45歳の会社員の夫（収入3,410,000円）、44歳のパート従業員の妻（収入800,000円）、17歳の高校生の子供（収入0円）の3人世帯の場合。

●最初に収入から所得を算出します。

夫 3,410,000÷4,000=852（1円未満切捨て） 852×4,000=3,408,000

3,408,000×0.7－80,000=2,305,600

妻 800,000－550,000=250,000

【A 世帯の合計所得金額】

	収入金額（円）	所得金額（円）
夫	3,410,000	2,305,600
妻	800,000	250,000
子	0	0
合計	4,210,000	2,555,600

【B 各控除額の合計】

控除対象	控除金額（円）
基礎控除より振替	10万円×2人
同居扶養親族	38万円×2人
特定扶養親族	25万円×1人
B 各控除額の合計	1,210,000

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 世帯の合計所得金額} \\ \hline 2,555,600\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 各控除額の合計} \\ \hline 1,210,000\text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline 112,133\text{円} \\ \hline \end{array}$$

●収入基準早見表

次の両方の要件に該当する方に限り、金額をあてはめて、市営住宅に申込みできるかどうか判定できます。該当しない場合は12ページで収入月額を算出してください。

- ・ 収入が1種類しかない場合
- ・ 同居親族控除以外の控除がない場合

(1) 給与収入の場合

給与収入を得ている方が1人の場合で、金額は源泉徴収票の支払金額です。

年間 収入 金額	申込者数	単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
裁量階層	4,563,399 円以下	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,791 円以下	

(2) 年金収入の場合

年金収入がある方が1人（65歳未満）の場合で、金額は源泉徴収票の支払金額です。

年間 収入 金額	申込者数	単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	3,028,000 円以下	3,534,666 円以下	4,041,333 円以下	4,495,294 円以下	4,942,352 円以下	5,389,411 円以下
裁量階層	4,580,013 円以下	5,027,072 円以下	5,474,130 円以下	5,921,189 円以下	6,368,248 円以下	6,815,307 円以下	